

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行			
<p>(立候補の特例) に関する規定等の取扱い)</p> <p>第一条 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(以下「法」という。)第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(選挙人名簿の登録)に関する規定等の取扱い)</p> <p>第一条 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(以下「法」という。)第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="162 1153 837 2067"> <tr> <td data-bbox="635 1153 837 1391">公職選挙法(昭和二十五年法律第百二号)第二十二條第二項</td> <td data-bbox="481 1391 837 1713">当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより</td> <td data-bbox="162 1713 837 2067">東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日(以下「告示日」という。)の前日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢につ</td> </tr> </table>	公職選挙法(昭和二十五年法律第百二号)第二十二條第二項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより	東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日(以下「告示日」という。)の前日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢につ
公職選挙法(昭和二十五年法律第百二号)第二十二條第二項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより	東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日(以下「告示日」という。)の前日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢につ		

<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項</p>	<p>第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日</p>	<p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項に規定する特例選挙期日（以下「特例選挙期日」とい</p>
<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項</p>	<p>第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日</p>	<p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項に規定する特例選挙期日（以下「特例選挙期日」とい</p>
<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項</p>	<p>第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日</p>	<p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項に規定する特例選挙期日</p>
<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項</p>	<p>第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日</p>	<p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項に規定する特例選挙期日（以下「特例選挙期日」とい</p>
<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項</p>	<p>第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日</p>	<p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項に規定する特例選挙期日</p>
<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項</p>	<p>第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日</p>	<p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項に規定する特例選挙期日（以下「特例選挙期日」とい</p>
<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項</p>	<p>第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日</p>	<p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項に規定する特例選挙期日</p>
<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項</p>	<p>第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日</p>	<p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項に規定する特例選挙期日（以下「特例選挙期日」とい</p>

公職選挙法施行令 第二百二十七条の三	法第三十三条第五項（法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第一百九条第三項の規定により告示した期日	う。 ） 特例選挙期日
-----------------------	---	-------------------

(略)

公職選挙法施行令 第二百二十七条の三	法第三十三条第五項（法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第一百九条第三項の規定により告示した期日	う。 ） 特例選挙期日
-----------------------	---	-------------------

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第二条 法第一条第一項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第五項第一号（同令第九十九条、第一百条、第一百十條、第一百十六條、第一百二十一條、第一百二十二條の二、第一百二十二條の四、第一百十三條の二、第一百十四條の二、第一百十五條の二、第一百十六條の三及び第一百十七條の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第五項（同令第十四条及び第二十八条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日前六十日に当たる日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第二十六号）の施行の日」とする。

2 法第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に係る地方自治法施行令第九十二条第五項第一号及び市町村の合併の特

例に関する法律施行令第二条第五項の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日」とする。

（指定市町村又は特例市町村及び指定県又は特例県の選挙が同時に行われる場合の特例）

第三条 公職選挙法第二百十条第三項及び第二百十一条の規定は、法第四条第二項の規定により法第一条第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）又は同条第四項に規定する特例市町村（以下「特例市町村」という。）の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する同条第一項に規定する指定県（以下「指定県」という。）又は当該特例市町村の区域を包括する同条第四項に規定する特例県（以下「特例県」という。）の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

（補欠選挙に関する特例）

第四条 議会の議員の任期満了による選挙について法第一条第一項、第三項又は第四項の規定の適用を受ける指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員の補欠選挙は、公職選挙法第三十四条第二項本文の規定にかかわらず、当該補欠選挙を行うべき事由が法第二条の規定の適用がなかったものとした場合における当該議員の任期が終わる前六月以内に生じたときは、行わない。

（略）

（略）